

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7年 5月 8日

国立大学法人岡山大学 学長 那 須 保 友

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 岡山大学（鹿田）総合研究棟改修Ⅰ（保健学系）電気設備工事
- (2) 工事場所 岡山県岡山市北区鹿田町二丁目5番1号（岡山大学鹿田団地構内）
- (3) 工事内容 本工事は岡山大学鹿田団地構内において、保健学科棟（鉄筋コンクリート造、地上7階地下1階建、建築面積1,533㎡、延べ面積7,711㎡のうち、北側エリアの改修延べ面積3,169㎡）の改修に伴う電気設備工事を行うものである。なお、関連する建築工事、機械設備工事は別途発注される予定である。
- (4) 工 期 令和8年3月31日（火）まで（概成工期 令和8年2月27日（金））
- (5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料（以下、「技術資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）の工事である。
- (7) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。
なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における電気工事に係るA等級の一般競争参加資格（令和7・8年度）の認定を受けていること（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造で、施工面積が1棟1,200㎡以上の校舎、研究施設、庁舎、病院、又は診療所の電気設備工事に係る新営又は全面改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成22年度以降に上記（4）に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であ

るので、その旨を明示することができる資料を提出することとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- ⑤ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く(入札説明書参照)。)。
- (9) 岡山県又は広島県に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと(入札説明書参照)。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」、「技術資料」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
- (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高20点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、下記(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする(詳細は入札説明書による。)

- ① 企業の技術力
- ・企業の施工能力
 - ・配置予定技術者の能力
- ② 企業の信頼性・社会性
- ・法令遵守(コンプライアンス)
 - ・地域精通度
 - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進

4. 入札手続等

(1) 担当部局 〒700-8530

岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当

電話番号 086-251-7124

FAX 086-251-7128

E-mail sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和 7 年 5 月 8 日 (木) 9時から

令和 7 年 5 月 21 日 (水) 12時まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

入札説明書の交付に当たっては、原則として、「文部科学省電子入札システム」(<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top>)の本学の当該調達案件又は「岡山大学ホームページ」

(<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html>)からのダウンロード配布のみとする。

図面等を希望する場合は上記4(1)のメールアドレスに会社名、担当者名及び連絡先(会社住所、電話番号)を明記し申し込むこと。

なお、図面等の交付は令和7年5月21日 14時からを予定している。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和7年5月9日(金)9時から令和7年5月21日(水)12時まで

原則として「文部科学省電子入札システム」により提出すること。

なお、これにより難しいものは、上記4(1)まで持参又は郵送すること。

(上記期間における土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和7年6月11日 11時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記4(1)に持参すること(郵送による提出は認めない。)

開札は、令和7年6月12日 11時

国立大学法人岡山大学本部棟3階入札室において行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 納付

有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

現金で納付する場合は、本学が指定する金融機関に振り込むこと(手数料は落札者が負担する)。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

契約規程第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。